

中野区教育委員会会議録

令和3年第27回定例会

令和3年10月15日

中野区教育委員会

令和3年第27回中野区教育委員会定例会

○日時

令和3年10月15日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時40分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 岡本 淳之

教育委員会委員 村杉 寛子

教育委員会委員 田中 英一

○出席職員

教育委員会事務局次長 青山 敬一郎

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

濱口 求

子ども政策担当課長

青木 大

指導室長

齊藤 光司

学校教育課長

松原 弘宜

基本構想担当課長

永見 英光

○書記

教育委員会係長 香月 俊介

教育委員会係 伊藤 芽依

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 岡本 淳之

○傍聴者数

7人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第46号議案 令和4年度(2022年度)教育予算編成に向けての基本姿勢について

2 報告事項

(1) 事務局報告

- ①(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の考え方について(子ども・教育政策課)
- ②中野区基本計画の策定について(企画課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

それでは定足数に達しましたので、教育委員会第 27 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は岡本委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

初めに議決事件の審査を行います。

議決事件の第 1、第 46 号議案「令和 4 年度（2022 年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について」を上程いたします。

それでは、提案の説明をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは、第 46 号議案「令和 4 年度（2022 年度）教育予算編成に向けての基本姿勢について」ご説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、令和 4 年度の教育予算を編成するに当たり、教育委員会としての基本姿勢を定める必要があるためでございます。

本件につきましては、前回の教育委員会定例会でご協議いただいております。その際いただきましたご意見を踏まえ、一部変更しておりますのでご説明申し上げます。

まず「基本方針」6 の 2 行目、「教育の質の向上」に修正をしております。当初、「教育の向上」としておりましたが、「質」を入れることでわかりやすくなるのご意見がございましたので、変更したものでございます。

次に「予算編成において重点を置く項目」の 2 の 1 行目について、当初、「いじめや不登校への予防や対応」としておりましたところ、早期発見の重要性についてご指摘を受けましたので、「いじめや不登校への予防や早期発見と適切な対応」に変更しております。

続いてその下の 3 の項目については、ハード面だけでなく、運用についても触れるべきのご意見がございました。これを踏まえ、2 行目の文章を当初の「ネットワーク環境や ICT 機器の整備等を進め、新たな学びに対応した学校教育環境の整備を推進する」としてお

りましたところを、お示ししているとおり、「ネットワーク環境やICT機器の整備等、新たな学びに対応した学校教育環境を整え、活用を推進する」としてございます。

次に最後のページの6の2行目の終わり部分です。当初、「子どもたちの自主的な活動や学校行事等を保障、推進する」としておりましたが、「保障」を削除し、「推進する」だけで十分趣旨が伝わるとのご意見がございましたので、そのように変更してございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がございましたらお願いいたします。

田中委員

前回の協議を受けて、修正していただいてありがとうございます。内容については、これでいいかなと思っています。

一つ確認なのですが、教育ビジョンの中では、子どもたちの教育のほかに、「生涯にわたって」という教育目標が掲げられたと思いますけれども、今回のこれは基本姿勢というか重点項目ですので、ここには入っていませんけれども、生涯にわたっての教育という部分では、従来どおり取り組んでいくと理解してよろしいのでしょうか。

子ども・教育政策課長

ご指摘のとおり、「生涯にわたって」という趣旨につきましては、教育ビジョンを踏まえ、今後も取り組んでいくという方向で考えてございます。

岡本委員

ありがとうございます。私もこの方針で賛成です。

気になったこと、今後に向けてのことを発言させていただきます。

おもしろいなと思ったのが、「家庭、地域、学校」という言い方なのですよね。通常は「学校、家庭、地域」というのが一般に言われるのかなと思うのですが、あえてここで家庭が最初に出ていることの意味を考えたいなと思いました。

家庭の教育力の低下と、枕言葉みたいに言われますけれど、実際家庭に教育力があつた時代なんてあつたのかと言われれば、それはいろいろな意見があるところだと思うのですが、とにかく今日一定数子育てに必要なリソースを割くことができない家庭があることも事実です。朝食が食べられない子どもに、学校が食事を用意するということが美談として語られたりもしますけれども、本来学校だけで対応していけばよいという話ではなくて、適切に福祉につなげていく必要もあると思います。

地域についても当たり前ですが、各地域によってカラーもリソースも異なりますので、一口に「家庭、地域、学校」と言ってしまうがちなのですけれども、その内実は本当に様々で、その中で各学校、各家庭、各地域の連携がどううまくいくのかということを考えつつ、予算が検討できればいいのかなと思いました。

もう一つは、基本方針の2に、子どもたちが「よりよく生きる力」とあります。「よりよく生きる力」とは何だろうかと考えました。「生きる力」は1996年、中央教育審議会が出した言葉で、もうそれからちょうど25年たっているのですね。ここで「よりよく」とあるので、ある意味バージョンアップしていると思うのですけれども、「よりよく」というのは、誰にとってのよりよいのかなというのが難しいところなのかなと思いました。大人が自分の都合で、子どもがよくなったねと見がちのところ、あると思います。子どもは自分でよくなったと思っているところもあるかもしれない。それが大人にとって見えるかどうかはわからないところで、教育は、そこが私は一番難しいところなのかなとも思いました。

人間の育ちで簡単にこうすればよくなると言えないところだらけだと思うのですけれども、予算で、これもどう具体化していただくって、すごく難しいことなのだと思うのですが、誰にとっての「よりよい」なのか、子どもがどうなることが「よりよい」なのかということ念頭に置いていただければなと思った次第です。

以上です。

伊藤委員

私も確認なのですが、重点を置く項目のほうの2番のところ、「いじめや不登校への予防や早期発見と適切な対応」ということで、今不登校、学校に行きにくいお子さんについても、学習の保障ですとか、単なる学校復帰ではない、その人の今後の人生という視点からの対応、支援ということが言われていると思いますので、もちろんこれもそのことを踏まえた形での予防とか早期発見、適切な対応だということでも理解できると思うのですが、表現としていじめと並んでしまうと、なかなか難しいところもあったりするので、一応、そういうことだということを確認がしたいなと思って発言させていただきました。

以上です。

入野教育長

ほかにご発言はございますか。よろしいでしょうか。「家庭、地域、学校」というのは、中野区が教育ビジョンを策定した当初からそうしておりまして、学校が主体、それから教育委員会が主体で考えると、やはり家庭、地域、学校ということだろうということと併せ

て、その三者が本当に同じように子どもたちのために頑張るということをあらわしたと、
当時を思い出しますと、そのような論議がされたかなと思っております。

不登校のことにつきましては、伊藤委員ご指摘のように、不登校への対応は大分昔とは
変わってきておりますし、教育委員会の姿勢としては、各学校の姿勢としても、その子に
合った学習の場をとということで取り組んでいくと考えておりますので、それは基本に置いて
していければと思います。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

それでは、簡易採決の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第46号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんでし
ょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

次に報告事項に入ります。

教育長及び委員活動報告について、事務局から報告する事項はございませんが、各委員
から活動報告がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは私のほうから、10月9日の土曜日に教育センターで、中野区小学生科学展が開
かれました。各学校の小学校2年生から小学校6年生まで21校21人の作品が展示をされ
ておりまして、私も見せていただきましたけれど、かなりの力作でございます。これから理
科教育とか、そういう部分についても、もう少し考えていかなければいけないかなという
感想を持ったところですが、180人以上の参観者の方に来ていただいたということでご報告
申し上げます。

また併せまして、中学校のほうは11月3日に区立中学校の連合文化発表会というのがご
ざいます。その中の別会場で、帝京平成大学のキャンパスを使って、理科の発表会がござい
ます。ゼロホールのほうでは音楽とか演劇とか英語の発表が行われるということがござい
ますので、小中合わせて理数教育のほうも取り組んでいけたらなと思っております。ご報
告申し上げます。その他活動報告はよろしいでしょうか。

それでは発言がございませんので、委員活動報告を終了いたします。

<事務局報告>

入野教育長

続いて、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の考え方について」の報告をお願いいたします。

子ども政策担当課長

それでは現在中野区で検討しております(仮称)中野区子どもの権利に関する条例の考え方につきまして、資料に沿って情報提供、ご報告させていただきたいと思います。

本条例につきましては、有識者、区民委員による審議会を設置しまして、その答申を踏まえて検討を進めてきたものでございます。

まず1番、条例の目的でございますが、区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活および活動に生かすことにより、子どもの権利を保障していくというものでございます。

2番、条例の考え方につきましては、記載のとおり構成を考えているところでございますが、別添資料にて内容のご説明をしたいと思います。お手数ですが、別添資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

まず1ページ目、前文でございますが、子どもは、権利の主体であり、一人の人間として尊厳が尊重され、権利が保障される、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障する。子どもの命と健康を守り、その成長を応援する。子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重する。子どもにとって最も善いことを第一に考える。子どもにやさしいまち中野をつくる。大人が子どもの立場に寄り添い、最も善いことを一緒に考え、応援していく。最後に、子どもの権利条約の精神にのっとり、条例を制定するということを記載してございます。

2ページ目の第1章 総則としまして1番、目的、2番、用語の意味、3番、基本理念、3ページ目にいただきまして4番、区の役割、5番、区民の役割、6番、育ち学ぶ施設および団体の役割、7番、事業者の役割、4ページ目に進んでいただきまして8番、子どもの権利の日、それぞれ記載のとおりとしてございます。

第2章 子どもの権利の保障としまして9番、あらゆる場面における権利の保障、5ページ目の10番、家庭における権利の保障、11番、育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障、12番、地域社会における権利の保障と記載してございます。

6 ページ目の第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進としまして13番、子どもの意見等の表明および参加、14番、子ども会議、7 ページ目の15番、虐待、体罰等の防止、16番、いじめその他の権利の侵害の防止、17番、貧困の防止、8 ページ目の18番、有害または危険な環境および情報からの保護、19番、居場所づくりと記載してございます。

第4章の子どもに関する取組の推進および検証としまして20番、子どもに関する取組の推進、21番、子どもに関する取組の推進計画の策定、9 ページ目22番、中野区子どもの権利委員会の設置、23番、権利委員会の意見の尊重と記載してございます。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済としまして24番、中野区子どもの権利救済委員の設置、10 ページ目の25番、救済委員の職務の執行、11 ページ目の26番、救済委員への相談等、27番、救済委員の要請および意見の尊重等、28番、財政上の取組と記載してございます。

それでは最初の報告資料にお戻りいただきまして3番、意見交換会等の実施でございませうが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、条例の考え方に関する意見交換会を実施するということと、地域団体等からの意見聴取を行ってまいります。意見交換会の日程につきましては、2 ページ目に記載のとおりでございます。

4番、今後のスケジュールでございませうが、意見交換会の実施結果を踏まえまして、12月に条例案に盛り込むべき事項を取りまとめ、パブリック・コメント手続を実施しまして、令和4年第1回定例会に条例を提案することを考えてございます。

報告内容については以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

審議会で丁寧ないろいろな議論された上でまとめられたものだなと感じました。ご苦労さまでした。

この条例の考え方というのは、子どもたちもこれを読んだり学んだりすることになると思うのですけれど、前文で一番最初に、「子どもは、権利の主体であり」と書かれていますけれども、この「権利の主体」という言葉をどれぐらいの年齢から、学年から理解できるのかなと考えたとき、どう取り組んでいったらいいのかなと思ったのですけれど、その辺何か議論があったら教えていただけると。

子ども政策担当課長

今、委員がおっしゃるとおり、この条例については、子どもが読んでも読みやすい条例を目指して、検討を進めてきたところでございます。

主体や、あと尊厳などほかの言葉に置き換えにくい用語というのもどうしても生じてしまっていて、そういったなかなか置き換えにくいもの以外は、まずやさしい言葉に置き換えると。その上で、小学生で習わない漢字については振り仮名を振るという工夫で、条例のほうは検討しているところでございます。

今後また区民意見交換会等を進める中で、子どもが読んで理解しづらいというようなご指摘もあるかと思しますので、そういったご指摘も踏まえて、条例のほうの文言については、さらに検討を深めていきたいと考えてございます。

田中委員

ぜひよろしくその辺、お願いしたいと思います。

伊藤委員

同じような意見になってしまうのですが、条例はやはり条例ですので、置き換えられない言葉があったりするの仕方がないところかなと思います。ですので、もし可能であれば、並行して例えば幼児とか小学校1年生ぐらいのお子さんでもわかるようなものなど、どの年代のお子さんが見ても、ご自分に大事なところがコンパクトにわかるような、何バージョンか、2バージョンぐらいでもいいのかなと思いますけれど、そういった解説冊子ではないですけど、パンフレットですとか、何かそういった副読本的なものをつくっていただけるといいかなと思ったのですけれど、例えばそういうご計画とかはおありでしょうか。

子ども政策担当課長

委員のおっしゃるとおり、この条例ができた後、どうやって周知していくのかというのは非常に重要になりまして、子ども自身にこの条例のことを知ってもらうのは非常に重要だと考えておりますので、今おっしゃっていただいたような、子どもの成長に合わせた年代別のリーフレットをつくって、子どもたちに配布するというのも検討していきたいと考えてございます。

伊藤委員

ぜひお願いします。ありがとうございます。

岡本委員

本当に大事な全ての大人が認識しておきたい条例だと思っています。その上で気づいた

ことを何点か申し上げます。

今のお話の続きにもなると思うのですけれども、そもそも権利という概念が何という説明があったほうがいいのかなど思いました。前文の冒頭で、「全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています」というのが、権利の説明なのかと思うのですけれども、権利とは何で、なぜ全ての人にあるのかという説明があるほうがよりわかりやすいのかなと思いました。

続いて第3章、前文にもあるのですけれども、「子どもにやさしいまちづくり」という言葉がありまして、やさしいというのは、個人的な思いになるかもしれないですけれども、上から目線になってしまっていないのかなというのが率直なところです。

例えば地球にやさしいと言いますが、「なんで人間のほうが地球より上なの？」みたいな思いが昔からあったりしたのですが、「子どもをパートナーとして」と前文にもありますけれども、対等な立場であれば、子どもにやさしいというのはどうなのかなと思いました。ただ調べたら、日本ユニセフとかもホームページで「子どもにやさしいまちづくり」と言っていましたね。ある意味オフィシャルな言葉なのかとも思いますので、これは個人的な思いです。

第3章の14の子ども会議なのですけれども、これは、今後わからないですけれども、ぜひ教育委員会も何らか連携などができれば、すてきなのかなと思いました。

この条例の子どもには、外国につながる子どもも含まれますよね。最近外国につながる子どもたちの義務教育は保障されていないという報道もなされています。実際、自分の子どものクラスにも外国出身の子どもがいたのですけれども、来たり来なかったり、先生もどうフォローしていいかわからなかったりみたいな、みんなが困っている状況はあったりしました。全ての子どもの権利を保障するためにも、今も何らか取組はされていると思うのですけれども、行政としての一層の支援をお願いしたいです。

最後に、直接ここには関係ないかもしれないのですけれども、よく権利もあるけれど義務もあるという言い方がされますね。学校現場でも言われがちなのかなと思うのですけれども、先日国際法学の先生にお話を伺う機会があって、このことについて聞いてみたのですが、権利の主体は国民です。義務を負うのは国なので、子どもに義務があるというのは、筋が違うというお話でした。

以上です。

村杉委員

まだはっきり決まっていらっしゃらないかもしれませんが、子ども会議というのはどのような子どもを対象にして、どのように開催されるものなのかを教えてくださいませんか。

子ども政策担当課長

子ども会議は役割が二つ条例上でございまして、区が子どもに関する計画などをつくるときに意見を聞くというのが一つと、もう一つは参加する子どもたち自身の考えで、地域社会や行政に対して様々考えを述べていくという役割があります。条例が制定された後に具体化を図っていきたいと考えておりますが、現在区でもハイティーン会議という中高生を対象にした意見表明の事業をやっておりますので、そういったところとどのように整理していくのかということも含めて、検討していきたいと考えてございます。

村杉委員

あともう一つお伺いしたいのですが、虐待とか体罰の防止のところですが、子どもの意見を聞くということももちろんすごく大切なことだと思いますが、もし体罰や虐待を受けた子どもが自分から発信するような、そのような内容も盛り込まれていらっしゃるかと考えてよろしいですか。

子ども政策担当課長

この条例の中には、今後区が力を入れていきたい施策についても列挙しているところがございます、その一つとして虐待、体罰等の防止というところを掲げさせているところでは。

それで、現在区や教育委員会が連携して様々な取組を行っておりますので、それをさらにこの条例を根拠にして、充実させていくということで考えてございます。

村杉委員

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

伊藤委員

今、委員方のお話を伺っていて気がついたのですが、子どもにとっては学校生活というのが、学校に行っている時間というのが、多くの子どもにとって1日の大半を占めていると思うのですが、それは育ち学ぶ施設に入るといってはちょっと違和感があるというのか、区は学校の設置者でもありますので、子どもの感覚では、まちづくりの前によい学校づくりをしてほしいというのがあると思うのですよね。そういうふうには、子どもが読んだときに読み取れるような、節なり章なりというのを見当たらないかもしないと思ひまして。

もちろん関連機関と協力して、「虐待や体罰とかから救済します」と書いてあるのですが、その前段階として、まちづくり以前に子どもたちの権利が守られて、学ぶ権利が守られる学校づくりを進めますという、例えばそういったパートは必要ないのかなと思ひまして発言させていただきました。

子ども政策担当課長

学校については、「育ち学ぶ施設および団体」というところに含まれるものと考えてございまして、当然子どもたちが多くの時間を過ごす大切な施設だということは認識してございます。

その上でこの条例をつくる意義というのが、家庭やあとは学校などの子ども施設、あとは地域社会全般ですね。あとは私たちですと行政を進める中で、こういった様々な場面において、きちり子どもの権利を保障していくというところを共有していくというのが、この条例の一番大切なところと考えておりますので、かなり大きな枠組みで、どういうところでどういう意識を持って取り組む必要があるのかという、考え方を規定しているというもので、整理しているものでございます。

伊藤委員

確かに用語の意味というところに、育ち学ぶ施設とは区内の学校、専修学校または各種学校だと書かれているのですが、もしかしたらわかりにくいかもしれないので、例えば、3ページの6のところなどに「学校など育ち学ぶ施設および」とかと挙げていただけると、理解がしやすいかなと思います。全てつけると大変かもしれないですが、主立ったところだけでも、表題のところだけでもつけていただけると理解しやすいかなと思ひました。

入野教育長

ほかにご意見はよろしいでしょうか。

ございませんので、本報告は終了いたします。

次に事務局報告の2番目「中野区基本計画の策定について」ですが、本日は本件に関連しまして、基本構想担当課長の永見課長にご出席いただいております。

それでは報告をお願いします。

基本構想担当課長

それでは「中野区基本計画の策定について」ご報告をさせていただきます。基本計画(案)に対するパブリック・コメント手続の結果などを踏まえまして、基本計画を策定いたしま

したので、ご報告をするものでございます。

初めに、パブリック・コメント手続の実施結果についてでございます。8月12日から9月1日まで実施いたしまして、20人の方からご意見をいただきました。提出された意見の概要及びそれに対する区の考え方ということで、別紙1のとおりまとめてございます。

20人の方からご意見をいただきましたけれども、66のご意見に分割されてございます。そのうち子ども、教育に関するご意見でございますが、別紙1の5ページから7ページにかけて、番号で言いますと29番から46番にかけて、18件のご意見ということでいただいております。

先ほどのお話にもありましたが、子どもの権利に関するご意見でありますとか、教育におけるICTの活用、また児童館の機能、それから保育園の環境や数など、また区立幼稚園の機能、それから若者施策に関するご意見など、また飛びまして55番のところで、地域開放型学校図書館や中央図書館に関するご意見もいただいております。

こういったご意見を踏まえて、直接的に計画のほうを修正した箇所というのはございませんが、ご意見を踏まえて、今後効果的な事業展開を図っていく考えでございます。

続きまして別紙2のほうに、基本計画(案)からの主な変更点ということで、表にまとめてございます。

最初のページが策定の背景というところで、全体に関わる箇所なわけですが、社会状況の変化ということで、国のほうでデジタル庁を設置したことであったりとか、区民のご意見で情報セキュリティの確保が必要だということも踏まえて、9ページのところを修正したほか、財政フレームというところで、こちらは人件費の変更、また基金残高などを踏まえまして、一部修正をしております。

そちらが1ページでございまして、続いて2ページから4ページにかけて、各施策の中で、区民の方であったり議会のご意見を踏まえまして、文言であったり、指標また取組内容などについて9カ所の修正をしております。こちら子ども、教育に関する修正はございませんが、お読み取りいただければと思います。

また冊子として、別紙3にまとめてございますので、そちらのほうも併せてお読み取りいただければと思います。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

この前、マスコミでも目にしたのですけれども、意見の43番、「プレーパーク活動」というところ、例えば私の家の近くの公園で、ボランティアの人たちが子どもにサッカーを教えたり、定期的にやっているみたいな、そういうことをいろいろ支援していくという、そんなイメージなのでしょうか。改めて考えてみると、よくその辺がわからなかったので、教えてもらえれば。

参事（子ども家庭支援担当）

プレーパークのイメージといたしましては、どちらかというと冒険、遊び場みたいな感じで、例えば公園の一部を使って木工の作業ができたり、大がかりなところであるとする、火をたいたり、あと水遊びをやったりということで、都会にはあるのですけれども、屋外の活動の中でも自然に親しむような、体を使ってやるようなものをプレーパークという形で考えてございます。

今、区で実際プレーパークやっけいらっしやるいろんな団体の方などは、公園の現状をいじってしまうわけにはいかないの、その範囲内で、いろんなところで子どもたちが屋外で体を使ったり、工作をしたり、いろんな遊びができるような取組をしていただいているところとございまして、それにつきまして支援のほうを考えているというところとございまして。

田中委員

そうすると、そういった遊びの体験を通して、子どもたちの体力づくりの一助にしているという理解をされているのでしょうか。

参事（子ども家庭支援担当）

委員のおっしゃるような形で、いろんな経験を積んでいく中では、当然体力も培われ、体力づくりにもつながると思いますし、あとはちょっと危ないことを大人たちが見て、一応管理はしているのですけれども、見ている中でいろんな経験を積むというところでは、なかなか団体の方から話を聞くと、集まると。ちょっと大きい公園ですと、土曜日とかにやると100人ぐらいお子さんたちが来たり、親御さんも一緒にですけれども、という活動になっているとは聞いてございます。

村杉委員

わからないので教えていただきたいのですが、ハイティーン会議というのは、もう既にされてきたことなののでしょうか。簡単に説明していただけますでしょうか。

参事（子ども家庭支援担当）

ハイティーン会議は、中野区では結構歴史がございまして、区内に在学だったり、在住されている中学生、高校生の方々を対象に会議体をつくっております。

やっている内容としましては、いろんな変遷があるのですが、区のほうでテーマを与えるというよりも、そのとき集まった子どもたちの中で、自分たちはこういうことを探究していきたいとか、調べたいということで、いわゆるプレゼンテーション能力を育成したり、調べていく力。新型コロナウイルス感染症が流行する前はいろんなところかなり幅広く動いていたのですが、今年度も来月ぐらいに発表会が予定されておりますが、幾つかのテーマに分かれて、自分たちの調べたことに対する考えを出したりということを今、予定しているところでございます。

伊藤委員

ご質問というか感想なのですが、6ページのご意見の34番で、児童館のことにつきまして、ご意見のほうは地域の支援人材の発掘やネットワーク化ということが書かれていると読み取れるのですが、回答のほうが児童館の役割ということについての考え方になっているので、すれ違っているような気がいたしまして、もしもそういった児童館を地域の子育て支援拠点として、地域人材の交流とかそういった場にしていくということがもしあるならば、お答えの中に含めていただけるといいのかなということを一つ思いました。

それから同じような感想なのですが、33番のところ、ご意見のほうで学校づくりを考えてほしいということで、新しいタイプの学校づくりというのは非常に大きなことですので、すぐには、現状では予定ができないという回答もあり得ると思うのですが、ここも支援を行っているということだけではなくて、学校の中でハイブリッドの授業ですとか、多様な学びあるいは探究的な学び、学習指導要領が主体的・対話的で深い学びですので、そういった学びに向けて、既存の学校の中でも様々な努力をしていきますという回答もあってしかるべきなのかなと思いました。

以上2点です。

基本構想担当課長

ご意見に対する考え方としては、資料としては確定をしておりますので、こちら自体を直すということはなかなか難しい状況ではございますが、34のご意見に対しましては、区の考え方のほうでネットワーク支援といった機能ということが書いてありますので、人材の発掘であったりとか、そういったところも踏まえたような考え方ということに

なっているのかなと考えております。

また 33 番のご意見につきましては、不登校の児童・生徒ということで、お答えをそういったところで捉えて、施設の設置は予定していないということでございますが、おっしゃったご意見のようなことは、また教育委員会のほうでご意見を踏まえてというところはあるのかなと考えてございます。

伊藤委員

これもおっしゃるとおり、変更ができないものだとは思いますが、今後の政策というところを考えたときには、今 2 点考えていただきたいということと、ネットワーク支援という、専門用語としては、普通は既存のもののネットワーク化による支援と捉えられるのかなと思うので、出されたご意見のご趣旨とはやはりちょっと違うのではないかなと思ひまして、今後に向けてまたご検討いただければと思います。

入野教育長

ほかにご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ご発言がございませんので、本報告は終了いたします。

それでは最後に、事務局から次回の開催について報告願います。

子ども・教育政策課長

次回の教育委員会は、11 月 5 日金曜日 10 時から当教育委員会室にて開催いたします。

なお、10 月 22 日金曜日は中野区立第二中学校において、授業視察と生徒との対話集会を予定してございます。

以上でございます。

入野教育長

それでは以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして教育委員会第 27 回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前 10 時 40 分閉会